和歌山すみれ訪問介護ステーション運営規程

（事業の目的）

第１条 医療法人研医会田辺中央病院が開設する和歌山すみれ訪問介護ステーション（以下「ステー ション」という。）が行う指定訪問介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの介護福祉士又は訪問介護員（以 下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提 供することを目的とする。

（指定訪問介護の運営の方針）

第２条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、 その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その 他の生活全般にわたる援助を行う。

２ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、 総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 ： 和歌山すみれ訪問介護ステーション

所在地 ： 和歌山県和歌山市栗栖 6-18

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１） 管理者 １名（常勤職員）管理者は、ステーションの従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２） サービス提供責任者 ２名以上（うち常勤１名以上）サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

・ 訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申し込みに係る調整をすること。

・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。

・ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての 情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

・ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について 必要な業務等を実施すること。

（３） 訪問介護員等 ５名以上（うち常勤２名以上）

訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、サービス提供については営業日以外についても やむを得ない場合については対応する。 休日 土・日・祝日 年末年始（１２/３０～1/3）とする。

② 営業時間 午前８時３０分から午後５時３０分までとする。ただし、サービス提供については営 業時間以外についてもやむを得ない場合については対応する。

（事業の内容及び利用料等）

第６条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護 報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用 者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

① 身体介護

② 生活援助

２ 第９条の通常の業務の実施地域外の訪問にかかる交通費は５００円（１回につき）とする。

３ 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした 上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第７条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が 生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第８条 通常の事業の実施地域は、和歌山市・海南市・岩出市・紀の川市の区域とする。

（その他運営についての留意事項）

第９条 ステーションは、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対 し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含 む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後１か月以内

② 継続研修 年２回

２ 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施する。

３ 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

４ 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業 者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含む ものとする。

５ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人研医会と事業所の管理者との協 議に基づいて定めるものとする。

（身体拘束等の禁止）

第１０条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する ため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束 等」という。）を行わない。

２ 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状 況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

３ 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが できるものとする。）を定期的に開催と、その結果について、従業者への周知徹底

（２）身体拘束等の適正化のための指針の整備

（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施

（虐待防止に関する事項）

第１１条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものと する。

（１）虐待防止に関する担当者の選定及び設置

（２）成年後見制度の利用支援

（３）苦情解決体制の整備

（４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修実施

（５）虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）設置

（６）委員会の定期的な開催と、その結果について従業者への周知徹底

（７）虐待の防止のための指針の整備

（８）当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けた と思われる利用者を発見した場合の速やかな市町村等への通報

（職場におけるハラスメントの防止）

第１２条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又 は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就 業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続の策定等）

第１３条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に 実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」とい う。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第１４条 事業者は、事業所内において感染症（又は食中毒）が発生し、又はまん延しないように、次 の各号に掲げる措置を講じなければならない。

①事業所内における感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テ レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果に ついて、従業者に周知徹底を図ること。

②事業所内における感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

③事業所内において、従業者に対し、感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための研修 並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

附 則

令和１年１１月 １日から施行する。
令和２年 ５月 １日から施行する。
令和３年 ３月 １日から施行する。
令和３年 ６月 １日から施行する。
令和４年 ６月 １日から施行する。
令和５年 １月 １日から施行する。
令和７年 ３月 １日から施行する。
令和７年１０月 １日から施行する。
令和７年１１月 １日から施行する。